

船引町北部路線バスの変更について

船引町北部路線バス（移・百目木・大段田和行き）のうち、「大段田和線」は利用者が少ないため3月31日をもって廃止となり、「移線」と「長外路線由移線」は運行時刻の変更と減便となります。時刻表は下表のとおりです。

大段田和線・移線・長外路線由移線 変更ダイヤ

〈変更前〉

●平日 移方面→船引駅前（上り）

系統名	発時刻	到着時刻
移線	6:07	6:42
大段田和線	6:20	7:18
長外路線	7:13	7:48
百目木線	7:13	7:51
移線	7:50	8:25
移線	12:30	13:05
長外路線	13:38	14:13
百目木線	15:40	16:18
移線	18:02	18:37

○平日 船引駅前→移方面（下り）

系統名	発時刻	到着時刻
移線	11:50	12:28
大段田和線	12:20	13:18
長外路線	13:50	14:28
百目木線	14:40	15:21
移線	15:40	16:18
長外路線	17:22	18:00
百目木線	17:30	18:11
大段田和線	18:17	19:15
移線	19:15	19:53

◆土日祝 移方面→船引駅前（上り）

系統名	発時刻	到着時刻
大段田和線	6:52	7:50
長外路線	7:50	8:25
百目木線	9:00	9:38
移線	12:30	13:05
百目木線	15:08	15:46
移線	18:02	18:37

◇土日祝 船引駅前→移方面（下り）

系統名	発時刻	到着時刻
移線	11:50	12:28
大段田和線	12:20	13:18
長外路線	13:50	14:28
百目木線	14:25	15:06
移線	15:40	16:18
長外路線	17:22	18:00
百目木線	17:30	18:11
大段田和線	18:17	19:15
移線	19:15	19:53

〈変更後〉

●平日 移方面→船引駅前（上り）

系統名	発時刻	到着時刻
廃止	—	—
移線	6:40	7:15
長外路線	7:13	7:48
百目木線	7:13	7:51
移線	7:50	8:25
移線	12:30	13:05
廃止	—	—
百目木線	15:40	16:18
廃止	—	—

○平日 船引駅前→移方面（下り）

系統名	発時刻	到着時刻
廃止	—	—
移線	12:20	12:58
廃止	—	—
百目木線	14:40	15:21
移線	15:40	16:18
長外路線	17:22	18:00
百目木線	17:30	18:11
移線	18:17	18:55
移線	19:15	19:53

◆土日祝 移方面→船引駅前（上り）

系統名	発時刻	到着時刻
移線	7:15	7:50
長外路線	7:50	8:25
百目木線	9:00	9:38
移線	12:30	13:05
百目木線	15:08	15:46
廃止	—	—

◇土日祝 船引駅前→移方面（下り）

系統名	発時刻	到着時刻
廃止	—	—
移線	12:20	12:58
移線	13:50	14:28
百目木線	14:25	15:06
移線	15:40	16:18
長外路線	17:22	18:00
百目木線	17:30	18:11
移線	18:20	18:58
廃止	—	—

※土…土曜日のみ運行、正…正月1日・2日運休

船引らくらくタクシーの運行時間の変更について

船引らくらくタクシーの北部線については、「まち行き6:00、7:00」「帰り7:30」の便が追加され、北部線の朝1・2便目および南部線の朝1便目の予約時間が前日の午後4時30分までに変更となります。

●問い合わせ 総務部 協働まちづくり課 ☎ 81-2135

平成28年3月から 介護予防・日常生活支援総合事業 が始まります

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、65歳以上の全ての人を対象にした市町村が実施する介護予防事業です。

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で生活できるよう、これまでの要支援1・2の認定を受けて利用していた介護予防サービスの一部（予防訪問介護と予防通所介護）が、この事業に移行します。



どんなサービスが利用できるの？

介護予防・日常生活支援総合事業には、以下の2つの事業があります。

介護予防・生活支援サービス事業

〈対象〉

要介護認定で要支援1・2の判定を受けた方
基本チェックリストにより生活機能に低下がみられた方

〈内容〉

●訪問型サービス（ホームヘルプ）

「予防訪問介護（介護保険）」相当のサービスです。利用者が自立した生活ができるよう、ホームヘルパーがご自宅を訪問し、調理や買い物、掃除など、日常生活上の支援を行います。

●通所型サービス（デイサービス）

「予防通所介護（介護保険）」相当のサービスです。通所介護施設で介護予防を目的に、食事や入浴などの日常生活上の支援や、運動器（骨、筋肉、関節、神経など）の機能向上のための支援を行います。

一般介護予防事業

〈対象〉65歳以上の全ての方

〈内容〉高齢者の集いの場（運動サロン）を通じた交流促進、健康相談など



現在、要支援認定の人は、何が変わるの？

事業の枠組みが変わる以外大きな変更はありません。

要支援認定の人への予防給付のうち予防訪問介護と予防通所介護が、介護予防・日常生活支援総合事業に移行します。現在サービスを利用している人は、認定の有効期間中は継続して同じサービスを利用できます。



利用するにはどうすればいいの？

まずは、以下にご相談ください。

●問い合わせ

保健福祉部 介護福祉課	☎ 82-1115
滝根行政局 市民課	☎ 78-1203
大越行政局 市民課	☎ 79-2113
都路行政局 市民課	☎ 75-2112
常葉行政局 市民課	☎ 77-2113